

指定給水装置工事事業者 各位
指定排水設備工事事業者

鹿児島市水道局給排水設備課
課 長 大 山 英 一
(公印省略)

令和8年度からの給排水設備工事の手続等について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、給水装置・排水設備工事に関する各種手続きの利便性向上を図るため、「給排水設備工事申請システム」を8年4月1日より正式に導入することとなりました。

給排水設備工事申請システムにつきましては、1月より利用者登録の受付を開始し、既に多くの指定工事事業者の皆様に登録手続きを行っていただいております。ご協力に深く感謝申し上げます。給排水設備工事申請システムを利用するためには、事前の利用者登録が必須となりますので、まだ登録がお済みでない場合は、登録手続きをお願いいたします。

また、給排水設備工事申請システム導入に伴い、**4月1日から**給水装置・排水設備工事に関する一部手続方法や各種様式の見直しをいたします。詳細につきましては、下記をご参照ください。

指定工事事業者の皆様のご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 給水装置・排水設備工事に係る手続の見直し

各種手続きについて、以下のとおり見直しを行います。水道局ホームページ（下記二次元バーコード等参照）に説明動画を掲載しますので、併せてご確認ください。

【水道局ホームページ】

指定工事事業者向け > 給水装置・排水設備工事の電子申請

https://www.city.kagoshima.lg.jp/suido/soumu/kyuhaisui/gesuido/kyuhaisui/kyuhaisui_denshishinsei.html

(準備でき次第掲載します)



【主な見直し内容】

①電子申請可能手続の拡充

以下の手続きについて、給排水設備工事申請システムでの電子申請受付を開始します。ご利用には、事前に利用者登録が必要です。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○給水装置・排水設備の工事申請 | ○審査状況（納金準備）の確認 |
| ○検査申込（現場※1・写真） | ○工事連絡（せん孔・撤去）※1 |
| ○連絡票（工事用水開始・精算など）の送付 | ○竣工図提出※2 |
| ○市道道路占用許可申請※3 | ○給排水設備工事申請に係る各種事前協議※3 |

※1 検査申込の現場予約の電子での受付は2営業日前まで、窓口での受付は1営業日前の14時までです。また、工事連絡は電子・窓口いずれの場合でも1営業日前の14時までです。

※2 竣工図提出については、工事申請の提出時期によって使用するシステムが変わります。

ア 8年3月末まで提出分：L o G oフォーム（従来どおり）

イ 8年4月以降の提出分：給排水設備工事申請システム

※3 市道道路占用許可申請・各種事前協議については、電子申請システムをL o G oフォームから給排水設備工事申請システムへ変更します。

②照合順序の変更

新設・改造にかかわらず、工事申請・設計書の提出先は全て**電子申請**または審査受付窓口となります。ただし、これまでどおり所有者異動届の提出は管理指導係窓口にて行ってください。

③下水道管路課での手続

ア 各種受付（受益者負担金の照合・一時接続免除・取付管布設（個人負担分）・取付管撤去）の受付タイミングの見直し

原則として、指定工事事業者による下水道管路課での確認を不要とします（給排水設備課へ直接工事申請）。ただし、疑義や別途提出書類が必要な場合は、システムや電話連絡等で工事事業者へ連絡します。

(裏面へ)

イ 取付管布設（水道局負担分）の添付書類の見直し

排水設備工事の提出方法（電子申請・紙申請）により添付書類が変わります。いずれの場合でも、下水道管路課への来局が必要です。

工事申請が電子申請：公共下水道取付管設置申請書、計画図面、その他必要書類

工事申請が紙申請：公共下水道取付管設置申請書、排水設備工事申請・設計書、その他必要書類

ウ 各種助成金・融資あっ旋の手続き方法見直し

排水設備工事の提出方法（電子申請・紙申請）により手続きタイミングを見直します。いずれの場合でも、下水道管路課への来局が必要です。

工事申請が電子申請：排水設備工事申請後（工事着工前）に手続きを行ってください。

工事申請が紙申請：排水設備工事申請までに手続きを行ってください。

また、竣工後の下水道管路課への台帳写しの提出を不要とします。

④納金準備（審査の進捗状況）の確認方法見直し

給排水設備工事申請後の審査状況や納金準備の状況を給排水設備工事申請システム上で提供します。システムでの情報提供開始に伴い、**急ぎの場合等の納金準備完了の電話連絡は取りやめます**。手数料等の確認もシステムから行えますので、原則として、電話ではなくシステムでの確認をお願いします。

2 給水装置・排水設備工事申請・設計書の様式見直し

給排水設備工事申請システムの導入に合わせて、以下の様式および提出方法を見直します。また、紙申請で提出される場合でも、窓口にて原則電子フォームでの入力をお願いします。

現行の様式は令和8年6月30日まで受け付けます。

様式名	見直し内容
給水装置工事申請・設計書 兼受水槽以下設備工事届出書	・記載内容の見直し（位置図など） ・電子申請の場合は提出不要です
排水設備工事申請・設計書	・紙申請の場合でも上質紙での提出を不要とします また、 位置図は別途添付ください（A4サイズ以下）
委任状	・給水と排水の様式を統合します ・電子申請の場合は申請者が記名押印または自署した書類の スキャンデータが必要 です

※様式データは、水道局ホームページの様式集からダウンロードいただけます。

3 所有者異動届出書の様式見直し

これまで、新所有者の所有権が確認できる書類が提出できない場合のみ、新所有者の記名押印または自署を求めていましたが、**すべての場合で押印を不要とします**。所有者異動届は電子申請でも提出できますので、ご利用ください。

4 井水等の認定に関する手続

○井水等の認定がある場合の工事を新様式で提出した場合は、排除汚水量認定書の提出を不要とします。

○所有者の負担で設置した井水メーターや差引メーター等取替時の計量装置（水道メーター等）取替届出書兼確認書の提出について、電子申請を導入します。従来と同様に、取替前と取替後の指針が分かる写真の添付が必要です。

5 その他

○給排水設備工事申請システムへの導入作業に伴い、4月1日の審査業務を休止します（申請受付や手数料等納金受付は行います）。

○上記の各種手続方法見直しを反映させる各種規程・基準・要綱を改正する規程・基準・要綱は令和8年4月1日施行予定です。

【お問い合わせ先】

1 給水装置・排水設備工事に係る手続きの見直し

管理指導係（TEL099-213-8521）・南部審査係（TEL099-213-8523）・北部審査係（TEL099-213-8524）

2 給水装置・排水設備工事申請・設計書の様式見直し

管理指導係（TEL099-213-8521）・南部審査係（TEL099-213-8523）・北部審査係（TEL099-213-8524）

3 所有者異動届出書の様式見直し

管理指導係（TEL099-213-8521）

4 井水等の認定に関する手続

設備調査係（TEL099-213-8522）・南部審査係（TEL099-213-8523）・北部審査係（TEL099-213-8524）